

○産業建設委員長報告

産業建設委員長 川 田 達 司

産業建設委員長報告を申し上げます。

今期定例会で、当委員会に付託されました案件は、「議案第51号鳴門市法定外公共物管理条例の一部改正について」ほか議案2件であります。

当委員会は去る6月20日に委員会を開催し、慎重審査いたしました結果、議案3件は、いずれも原案のとおり可決すべきと決しました。

以下、審査の概要についてご報告申し上げます。

まず、議案第51号鳴門市法定外公共物管理条例の一部改正についてであります。委員からは、電気事業法の改正に伴い、引用条項の整理を行うものであります。理事者からは、電気事業に係る制度を抜本的に改革し、電気の小売業への参入の全面自由化を目指すため一部改正されたものであり、電気事業者の定義が増えたとの説明がありました。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案を了といたしました。

次に、議案第52号鳴門市中小企業振興基本条例の制定についてであります。委員からは、まず、市内の中小企業者、小企業者などの事業者数についての確認がありました。理事者からは、平成24年の経済センサスの数字での説明でしたが、委員からは、平成24年から何年も経過していることから、条例を制定するにあたり、現状の把握をするためにも、事業者数の調査をしておくべきであり、条例制定にあたって、中小企業に対する振興の思いが伝わってこないとの意見がありました。

理事者からは、現時点では、平成24年の経済センサスでの数字が、最新のものであり、商工会議所等の会員数は把握しているが、すべての事業者が登録している訳ではないので、正確な数字については、経済センサスの数字をもとにするしかないとの説明がありました。また、条例を制定するにあたっては、地元商店街の経営者や専門家、生産業、工業など、いろいろな方々の意見を積み上げて1年あまりかけて、非常に活発な意見のもとで策定された

ということについてご理解いただきたいとの説明がありました。

次に、委員からは、第4条に規定されている「市は、基本理念にのっとり、中小企業者等の将来的展望等を調査研究するとともに、中小企業振興施策を策定し、及び実施しなければならない。」という部分について、具体的なタイムスケジュールについての確認がありました。

理事者からは、7月から企業訪問などを開始する予定であり、アンケートについては、今年度は、経済センサスと他のアンケートも重なっているため、計画はしていないが、次の施策を検討する際に必要であると判断された場合には、急遽行う可能性もあるが、中小企業者の負担とならないよう、検討しながら行っていくとの説明がありました。

また、委員からは、附則で鳴門市商工業振興条例を廃止するとしているが、廃止される条例には、このたび制定する条例に規定されている「中小企業の振興に関する施策の実施状況の公表」について、規定されていたのかどうかについての確認がありました。理事者からは、廃止する条例には、公表については規定されていなかったとのことであり、今後は、施策の実施状況について、年度末に、ウェブサイト等で公表するとの説明がありました。

次に、委員から、第10条第2項において、「市民は、地域経済の循環を担う消費者として、市内で生産、製造又は加工される物品を消費し、及び市内で提供されるサービスを利用するよう努めるものとする。」と規定されているおり、市民の消費者としての自由を制限しているのとらえられるかもしれないことから、理念とともに市内で経済を循環していきたいということを何かの形で伝えていく必要があるのではないかとこの意見がありました。

理事者からは、鳴門市の中小企業、地場企業で物品を購入する行為が、結果的には鳴門市を活性化し、経済的な観点からは一番有効であることから、強制は出来ないが、いろいろなところで訴えかけ、消費について考えていただけるようにしたいとの説明がありました。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案を了といたしました。

次に、議案第53号損害賠償の額の決定についてであります。鳴門市が所有及び管理する護岸の老朽化により土砂が吸い出されたことが原因で、地盤の変動が起り建物等に損傷を与えた事案に関し、損害賠償の額を定めるため、地方自治法第96条第1項第13号の規定により議決を求めるものであります。

委員からは、具体的に建物等に、どのような被害があったのかとの質疑がありました。理事者からは、地盤の空洞化のため床や流し台等の設備の傾き

やブロック塀や土間、コンクリートの亀裂の被害があったとの説明がありました。

また、委員からは、この建物等の補修以外に、市は護岸をどのように補修したのかとの質疑がありました。理事者からは、護岸の石積みの下部が崩れていたため、コンクリートで補修し、隙間や陥没部分の埋め戻しを行い、その補修金額については、約100万円であったとの説明がありました。

次に、委員からは、市内には、他にもこのような危険な箇所があると思うが、調査は行っているのかとの質疑がありました。

理事者からは、定期的な調査、点検は出来ていないが、パトロールを中心として、早期発見、早期補修をすることが第一だと考えているとの説明がありました。また、行き届かない部分もあるため、通報していただき、緊急度の高いところから補修していきたいとのことでありました。委員からは、調査、点検を行い、早期発見し、大きな事故につながらないように早急に対処してほしいとの要望がありました。

次に、委員からは、今後、新たに護岸や河川などの近くで建物を建築するための申請があったとき、市は、建築についての指導はできるのかとの質疑がありました。理事者からは、今回のような法定外公共物では法律上の強制はできないが、現地の状況を確認して、なるべく離して建築したほうがよいなどの指導は可能であると考えているとの説明がありました。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案を了といたしました。

以上が、当委員会の審査概要であります。よろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。